

個別訪問相談援助（介護保険施設・事業所に認知症ケアの専門職
を派遣して行う認知症ケアに係る相談援助）事業実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下「東京センター」という。）が、認知症ケアに係る課題を抱える介護保険施設・事業所からの申請に応じ、認知症介護指導者等（以下「認知症ケア援助者」という。）を当該施設・事業所に直接派遣し、認知症ケア援助者が個別具体的な援助を行うことにより、認知症ケアの現場における課題を解決するためのヒントを提供することを目的とする。

（個別訪問相談援助事業内容）

第2条 認知症ケアに係るケアの方法、ケアの視点、家族支援等の課題や悩みに対し、解決のための効果が期待される類似の事例報告等を活用しながら、例えば職員研修の場等を活用して相談に応じ、必要な認知症ケアに係る援助を行うものとする。ただし、事業経営、事業運営、医療的相談は対象としない。

（対象施設）

第3条 認知症ケアに係る課題を抱えている介護保険施設・事業所（以下「事業所等」とする。）とする。

（実施主体）

第4条 本事業の実施主体は東京センターとする。

（認知症ケア援助者）

第5条 認知症介護指導者またはそれと同等の知識技術を有する者であって、本事業に協力する旨東京センターに申し入れ、登録された者とする。

2 東京センターは、認知症介護研究・研修仙台センター及び認知症介護研究・研修大府センターの協力を得ながら認知症ケア援助者を確保するものとし、必要に応じ各都道府県・指定都市からも適任者の情報提供を受けるものとする。

（実施方法等）

第6条 事業所等からの申請により、東京センターが認知症ケア援助者を当該事業所等に派遣する。

- 2 派遣する認知症ケア援助者は、当該事業所等が所在する都道府県内に居住又は勤務している者を原則とする。
- 3 認知症ケア援助者の派遣は、1事業所1回とする。
- 4 当該派遣に要する費用は東京センターが負担する。

(申請)

第7条 認知症ケア援助を希望する事業所等は、個別訪問相談援助事業申請書(様式第1号)を東京センターに提出する。

(対象事業所等の決定)

第8条 東京センターは、個別訪問相談援助事業申請書の内容を審査し、その緊急度等に配慮して派遣対象事業所等を決定する。その結果は、個別訪問相談援助事業決定通知書(様式第2号)によって通知する。

(倫理要綱の順守)

第9条 本事業に関与する者は、認知症ケア高度化推進事業倫理要綱(別添)に準じて職務を遂行する。

(個別訪問相談援助事業結果の報告等)

第10条 認知症ケア援助者は、個別訪問相談援助の結果を個別訪問相談援助結果報告書(様式第3号)により東京センターに報告する。

- 2 事業所等は、個別訪問相談援助事業を受けた後に、個別訪問相談援助事業アンケート(様式第4号)を東京センターに提出する。

(実施結果の公表)

第11条 東京センターは、本事業の実施結果等の概要をホームページ等で公表する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成20年10月20日から施行する。

認知症ケア高度化推進事業 倫理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人浴風会認知症介護研究・研修東京センター（以下「センター」という。）が実施する認知症ケア高度化推進事業（以下「高度化事業」という。）の実施に伴い倫理的配慮の確保を図ることを目的とする。

(責務)

第2条 高度化推進委員及びワーキングチーム委員、事務局をはじめ高度化事業に関わる全ての者（以下「高度化事業関係者」という。）は、高度化事業の実施に伴い、倫理的配慮を徹底し、本要綱を誠実に履行し遵守する義務と責任を負う。

(情報管理)

第3条 高度化事業で取り扱う情報の管理は以下の点に留意して行う。

- (1) センターは、高度化事業関係者に対し、情報保護に関する適切な管理と教育を行うこと。
- (2) 情報の取り扱いに関しては、法令を遵守し、適正な管理に努めること。
- (3) 外部から事例等の情報の提供を受ける場合は、事例提供機関の長の許可を得ること。
- (4) 事例等の提供を受ける場合は、個人や団体が特定できないように配慮すること。
- (5) 公表する情報に関しては、個人や団体に不利益が生じないよう、匿名性の担保等十分な対応を行うこと。

(倫理委員会)

第4条 本要綱の目的を達する為、高度化事業倫理委員会を設置するものとし、その内容については規則をもって別に定める。

(委任)

第5条 本要綱に定めるものの他、委員会の運営及び審議に必要な事項は、委員長が委員に諮って定める。

(改廃)

第6条 本要綱の改廃は、高度化推進委員会において決し、承認を得なくてはならない。なお本要綱は、高度化事業の終了を以て廃止とする。

(附則)

この要綱は平成20年6月9日から施行する。